

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月24日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金井 政則
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新興国債オープン（1年決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年11月11日から平成27年11月9日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月10日付をもって提出した有価証券届出書について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.78%（税抜3.50%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（略）

<訂正後>

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.78%（税抜3.50%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

（略）

(12)【その他】

原届出書「第一部 証券情報 (12) その他」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解いただきお申込みいただきますようお願いいたします。

投資信託約款の変更内容

1. 投資信託約款の変更の内容

ファンドにおいて、インターナショナル・ストラテジー・アンド・インベストメント・インク（以下、ISI Inc.といたします。）との投資助言契約を解除いたします。また、ファンドの主要投資対象である新興国債マザーファンドにおけるISI Inc.との投資助言契約も解除し、自社による運用を行います。

2. 投資信託約款の変更の理由

ISI Inc.より、投資助言業務を終了する予定である旨連絡が入りました。弊社といたしましては、ISI Inc.から受けておりました新興国の債券投資に関する投資助言および新興国のマクロ経済分析等の情報については、すでに弊社で十分収集できる運用体制を構築してきており、これまでと変わらぬ運用を行えると判断いたしております。

投資信託約款変更の手続きおよびスケジュール

電子公告日	平成26年12月25日
異議申立期間	平成26年12月25日～平成27年1月26日
信託約款変更適用日	平成27年2月20日（予定）

弊社ホームページに掲載します。

注：異議申立ての受益者の受益権の合計口数が電子公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、速やかに弊社ホームページにて公告します。

なお、平成26年12月24日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、上記の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(5)【投資制限】

<訂正前>

(略)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

(略)

有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

(略)

<訂正後>

(略)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

(略)

デリバティブ取引等に係る投資制限デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

(略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.78%（税抜3.50%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

(略)

<訂正後>

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.78%（税抜3.50%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

(略)

(3)【信託報酬等】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.404%（税抜1.30%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.6696%（税抜0.62%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.648%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(略)

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年8月13日から翌年8月12日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

(略)

<訂正後>

(略)

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年8月13日から翌年8月12日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

<http://www.okasan-am.jp>

(略)